

須波小学校校則の見直しについて  
(保護者の皆様からのご意見への回答)

平素より本校教育にご理解、ご支援をいただきありがとうございます。

先日いただきました校則に関するアンケートでのご意見に対する回答についてお知らせいたします。

スクール水着ですが夏に数回しか使用しないのに決まりのあるものを購入しないといけないのがつらいです。子供は大きくなるので、毎年購入もありえます。色指定など意味があるか疑問に思います。

服装全体において「華美でないもの」を基本とし、黒・紺としています。水着においては使用期間が短いことや買い替えの頻度を考え、再考することとし、決定事項は令和6年度の水泳についてお知らせする際周知させていただきます。

車を学校内に乗り入れできない件ですが、体調不良時の送迎の場合は許可して頂きたいと思っています。体調不良の際の送迎については、児童の健康安全への配慮の観点から、学校への車両の乗り入れをお願いいたします。

体育の服装ですが、上着とタイツもしくは長ズボンを自由に着用できる方が、寒い子にとってはありがたいと思います。寒いことで、体育の授業が嫌いになったという意見も耳にしています。

次のように校則を改正いたしました。

(2) 体操服

体操ズボンの下にタイツを履かない。→タイツを着用してもよい。

(新規) 冬季、体が温まるまでは名札を外して上衣を着用してよい。体が温まったら脱ぐものとする。

登校の時に、上衣をきていないと、ジャケットの着用は校則でいけないことになっていると言われました。特別な理由がないのであれば、校内をベスト、セーターで過ごして良いのでしたら、ベスト、セーターの上に羽織って登校しても良いのではないかなと感じました。

上衣を「標準服(制服)」として規定しているため、上衣の着用を基本とします。寒い場合は防寒着で調節していただきます。やむを得ない事情がある場合は、校則の第10条にあるように個別対応させていただきます。

冬場の長ズボンは指定なしが良いと思います。

長ズボンも「標準服」ですので、ハーフパンツ同様の扱いとします。